

より多くの人を使いやすい「モノ・サービス・システム」へ...

アクセシブルデザインマガジン

第4号

2009(平成21)年8月

ACCESSIBLE DESIGN MAGAZINE

五感とアクセシブルデザイン ②

巻頭



ADシンポジウム2009 開催報告 ⑤

特集



「リコール社告JIS」の積極活用を ⑦
消費生活製品の操作部への点字表示がJIS化 ⑧
包装におけるADの国際標準化 ⑨
共用品市場規模調査にみる共用化配慮の進展と課題 ⑩

AD情報



広がるADの輪! ⑫

団体紹介



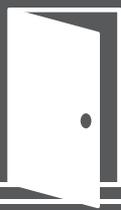
配慮あるモノ・サービス ⑭

トピックス



アクセシブルデザイン推進協議会

関係省庁をはじめとする各機関、学会、団体等の協力の下に設立され、アクセシブルデザインに関する活動の国内整備と推進を行っている。



五感とアクセシブル デザイン

倉片 憲治

独立行政法人 産業技術総合研究所
人間福祉医工学研究部門



1. 視覚優位説

いったい誰が言い出したのであろうか。「人間は視覚優位の動物」なのだそうである。人間には「五感」、すなわち視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚と五つの感覚がある。その中で、視覚が一番“優位”だというのである。なかには、「人間は外界の情報の80%を目から得ている」などと、ご丁寧に数値まで見積もってくれたりする人までいる。

日常生活を送る上で、目でモノを見ることが重要なのは言うまでもない。テレビを見たり自動車を運転したりといった場面を考えると、目から得られる情報は確かに多いように思われる。しかし、視覚以外の感覚は重要でない、視覚に比べれば情報量が少ない、などと言わんばかりの主張には、果たしてそうであるのか？と首をかしげたくなる。

2. 代替様式

ISO/IEC Guide 71 (JIS Z 8071) では、「代替様式」という概念が導入された。これは、「異

なる様式又は感覚要素を利用して製品及びサービスをアクセシブルにするための提示方法」である。

例えば、視覚情報だけでなく、それに代わる又はそれを補う別の感覚要素を付加すると、製品をよりアクセシブルにすることができる。家電製品の操作パネルであれば、文字や図の表示といった視覚情報に加えて、報知音や音声ガイドなどの聴覚情報、凸記号や点字などの触覚情報などを付けることができる。これによって、視覚情報を利用できない人やそのような場面（例えば、暗い場所）であっても、視覚以外の他の感覚情報を利用して製品を操作できるようになる。

このような工夫は、決して新しいものではない。インタフェース設計の人間工学では、ヒューマン・エラー防止のために、古くから機器の操作者に情報を二重・三重に伝える手段がとられてきた。目で警告表示を見落としでも耳で警報音を聞き、事故を回避できるようにする、といった仕組みである。これを、

アクセシブルデザインにも展開したのが「代替様式」であると言えよう。

さて、このように考えてくると、どの感覚が優位であるとか、その量がどれだけであるとかといった議論が、いかにもナンセンスであることに気がつく。五感の比較で大切なのは、それを通して得られる情報の「量」の多寡ではない。「質」の違いである。視覚情報ばかりが多くても、それを見ることができなければ用をなさない。視覚だけでなく、聴覚や触覚を（場合によっては、味覚・嗅覚も？）うまく組み合わせること、それによって製品やサービスの利用に必要な情報を“トータルに”使用者に伝えること。アクセシブルデザインの実現には、その視点が大切である。

ただし、“うまく”組み合わせること、という条件付きである。次のような例は、どうであろうか？

3．誘導用ブロックと誘導鈴

道路や施設等に敷設され、視覚障害者の歩行をガイドする誘導用ブロック。そして、駅の改札口や地下鉄の地上出入口の位置を知らせる「ピン・ポーン」と鳴る音響案内(誘導鈴)。バリアフリー新法の後押しもあって、両者とも公共の場にすっかり定着した感がある。足裏や杖先の感覚で誘導用ブロックをたどり、誘導鈴を聞きながら歩く。触覚と聴覚、両方からの情報が利用できるため、これは代替様式の考えからも良いアクセシブルデザイン

ンのはずである。しかし、時として困った事態が発生しかねない。

地下道のような狭く細長い通路ではなく、待合所のような広い空間に、誘導用ブロックと誘導鈴をともに設置することを考えてみよう。誘導用ブロックは、歩行者の動線に沿って敷設する。途中で柱や花壇などの大きな障害物があれば、それを迂回して敷設せざるを得ない。一方、誘導鈴の音は、そのような誘導用ブロック側の事情にはお構いなしに、最短距離で空中を飛んでくる。そのため、状況によっては、誘導ブロックに沿って歩こうとすると、一旦、音案内が聞こえる方向とは異なる(!)方向に進まなければならない(図1参照)。

さて、このような場合に、誘導用ブロックはどのように敷設すべきであろうか？ 誘導鈴はどのように鳴らすべきであろうか？ あらういは、どちらか一方の設置をやめるべきであろうか？

4．五感の総合的デザインに向けて

視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚。目的と状況に応じて五感を柔軟に使い分ける人間。どれが“優位”であるかは重要な問題ではない。それぞれの感覚が担う役割と限界を深く理解し、最適な製品・サービス・環境の設計方法をひねり出す知恵が、アクセシブルデザインへの取り組みに求められている。



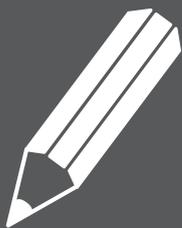
図 1 : 誘導用ブロックと誘導鈴。どちらを頼りに進めばよいか？

.....

参考文献 : JIS Z 8071 (ISO/IEC Guide 71) 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針、日本規格協会、2003年

Profile

1996年、産業技術総合研究所の前身、工業技術院生命工学工業技術研究所に入所。現在、アクセシブルデザイン研究グループ、研究グループ長。聴覚の加齢変化の研究を行うとともに、聴覚・音響分野のJIS原案作成及び国際標準化活動に従事。ISO/TC 159 (人間工学)/SC 5/WG 5 コンビナー、ISO/TC 43 (音響)/WG 1 エキスパート等を務める。高齢者・障害者に使いやすい製品、生活しやすい環境を作ることが、すべての人に住みよい社会を創ることにつながると考え、アクセシブルデザイン技術の普及を目指している。E-mail: kurakata-k@aist.go.jp



アクセシブルデザイン シンポジウム 2009 開催報告

開催日：2009年1月28日 場所：経済産業省

今回で、通算5回目となるADシンポジウムは、「日本の高齢者・障害のある人達への配慮施策の現状と今後～新しい日本社会のあるべき姿～」と題して行われた。不便さ調査からの発展、情報アクセシビリティ、ISO及び国内におけるADの現状と発展を専門家の方々をお招きし、140名を超える参加者のもと行われた。

「開会・閉会挨拶」

経済産業省 大臣官房審議官
(基準認証担当)
廣田 恭一氏



「日本の今、まさしく高齢社会となっている中、ADシンポジウムを通して、高齢者・障害者に優しい社会を築き、良くなっていくことを望む」と語った。

また「円滑に社会生活を営んでいくためには標準化が大切。28件のJISではまだ不十分」と説明しながら「国際社会とも連携をとりながらこれから積極的に進めていきたい。こういう厳しい時代だからこそ、高齢者・障害者への配慮が重要。今までの競争社会だけではなく、国際社会も含めお互いに発展していくべきではないか。まだ壁は高いが、われわれ経済産業省も進めていこうと思う」と期待を込めて結んだ。

「障害のある人たちの日常生活の不便さ・望む製品・サービスについて」

日本社会事業大学
福祉援助学科 教授
佐藤 久夫氏



障害者の声を例に挙げながら、内閣府の障害者施策総合調査(2005)を報告し、この調査を元に「過去10年間で全体のバリアフリー

は進み、特に公共、交通、電話、携帯など改善が進んだ。しかし、住宅、コミュニケーション支援体制などは他と比べて低い」と指摘した。

国際比較調査(2007)等を元に、「オーストラリア・ビクトリア州などでは州政府が介護の必要な障害者に証明書を発行し、それを見せると交通機関やレジャー施設が介護者のみ無料になる制度が生まれた。平等観の変化が始まった。日本ではドイツ、アメリカと比べ、障害者との接点が少ない。今後の課題は、物理的な課題だけでなく、サービスのあり方と合わせて考えていく必要がある」と呼びかけた。

「情報アクセシビリティをめぐる国際的な動き」

東洋大学 教授
山田 肇氏



アメリカとヨーロッパでは、公共調達での情報アクセシビリティ配慮が義務化される方向にある。アメリカではリハビリテーション法508条に基づきすでに実施されており、「2006年からは508条技術基準を改定する作業が始まっている」、「ヨーロッパでは欧州委員会によって各国での義務化準備が進められている」と報告した。

欧米と比べて、日本には情報アクセシビリ

ティを実現するための総合政策がない。この政策を公民が連携して推進することで、「企業のリスクが減り情報アクセシビリティに配慮した主流製品が開発しやすくなる」「国民は主流製品を使って情報社会に参加できる」「欧米の配慮製品がシェアを獲得し始めると日本企業は追いつけなくなる危険性がある」と指摘した。

「情報バリアフリーの現状と実際」

特例子会社
NTTクラリティ株式会社
小高 公聡 氏



「私自身が視覚に障害があり、現在光がわかる程度の視力」と切り出した後、「ウェブの普及により、好きな時間に独力で情報が得られるようになった。パソコンの読み上げソフトを使い仕事も出来るようになり希望をもった」と語った。

「しかし、ウェブにはたくさんのバリアがある」と話しながら、実際に読み上げソフトを使い、画像や写真、PDF への配慮ポイントなどの、具体的な方法を示した。

最後に「視覚に障害のある人は、タッチパネルを操作できない。タッチパネルをやめて欲しいわけではなく、ウェブと同じように、操作部にも代替手段を用意するなど、手段と配慮でより多くの人が使えようになる」と協力を求めた。

「ISO/TC159 の新しい動き」

国際障害者団体との連携とニーズ把握

独立行政法人 産業技術総合研究所
人間福祉医工学研究部門
上席研究員 ISO/TC159/AGAD コンビナー
佐川 賢 氏



アクセシブルデザインの活動について、「第一期」には消費者の意見を取り上げた COPOLCO の活動とガイド 71 (2001 年) の

出版、「第二期」には TC159 (人間工学) を拠点としたガイド 71 を補う技術報告書 (TR22411) の出版、そして「第三期」の 2007 年には TC159 (人間工学) にアドバイザーグループ (AGAD) の設立、とそれぞれの経緯を説明した。

今後の取り組みとして、ひとつは、「共通基盤技術あるいはデザイン要素技術と呼ばれる設計技術の整備」ふたつ目は、「規格開発における障害者の声の反映」。この二つを取り入れ、さらなる AD 化の促進へと語った。

「今後 ISO で作成する AD の規格が、高齢者や障害者にとって直接的な不便さの解消になることが期待される」と結んだ。

「アクセシブルデザインの日本の政策と国際標準化」

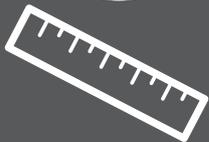
経済産業省 産業技術環境局
基準認証ユニット
環境生活標準化推進室長
相澤 幸一 氏



2030 年には 10 人のうち 3 人が高齢者となる社会を目前に控えていることを説明。「対策の一つとして、経済産業省ではアクセシブルデザイン標準化を進めている」と語った。

「高齢者・障害者の物理的特性を理解しつつ、具体的に何を困っているのかを知ることが必要。さらに技術化したものを標準化し、普及させていく。このように日本から積極的に新規国際規格の提案を行うことが必要である」と語った。「国際標準化としては中国、韓国、日本が連携して進めているが、ISO の承認を獲得する上でも、今後もアジア諸国の理解を得て、共同で提案を進めることが重要」と語った。

「障害者団体、メーカー、流通、公共機関、研究機関などより多くの関係者が標準化に関心を持ち、参加していただきたい」と協力を求めた。



「リコール大国・ニッポン」

「リコール社告 JIS」の積極活用を

佐野真理子 主婦連合会

製品の欠陥や不具合によって現在、どれくらいのリコール(製品回収・返金等)が実施されているのか。製品評価技術基盤機構(NITE)によると、食品などを除く消費生活用製品だけを対象とした2008年度のリコール件数は189件。「2日に1回」の高率だ。これに食品や医薬品、自動車などを含めると、ほぼ毎日、何らかの商品にリコールがかけられていることになる。今や日本は「リコール大国」といっても過言ではない。

重要なのはリコールが実施されたものの、回収されずに使われ続け、そのような製品によって発生した事故が年間332件も報告されたことだ。毎日、リコールが取り組まれ、連日、リコール漏れ製品によって事故が頻発している…。これは重大な安全性情報が消費者に届かなかつたことを意味する。

リコール社告 JIS は、このような製品事故を防止することを目的に昨年6月に発行された。消費者に知らせるときの「リコール社告」について分かり易い内容となるよう、中身の規格化を図った。消費生活用製品を対象とした JIS の規格だが、食品や施設・設備など、あらゆるリコール社告に準用できるよう提案されている。欠陥・不具合製品による事故が増加する中、このリコール社告 JIS の重要性を再

認識し、積極的に活用することを事業者に呼びかけたい。

この規格は原案の作成段階から主婦連合会が参画し、消費者の目線で企画・検討されたことを特徴とする。新聞へのリコール社告だけではなく、インターネットホームページに掲載する際の注意点も盛り込んでいる。全ての消費者が適格にリコールの内容を知ることができるよう、例えば次のような記載もある。

「更新が可能で、必要なときにいつでも見られることのできるホームページでもリコール社告を行うべきである。その際、高齢者及び障害のある人々が可能な限り利用できるよう、操作・入力・音・文字・速度・色・形などについて配慮する」

事故の増加はリコール社告 JIS の活用・普及・定着の必要性、その緊急性を示している。日本で初めての規格であるだけに、多くのリコール活動に適用され、事故の拡大防止に寄与することを期待している。同規格は強制規格ではない。それだけに私たちは企業の社会的責任行動を評価する指針としても位置付けていきたい。



リコール社告例

< JIS S 0104「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」より >

消費生活製品の操作部への 点字表示がJIS化

金丸 淳子 財団法人共用品推進機構

2009年3月20日、「JIS T 0923 高齢者・障害者配慮設計指針 - 点字の表示原則及び点字表示方法 - 消費生活製品の操作部」が発行された。消費生活製品の操作部における点字表示の規定であり、消費生活製品の範囲は、家電製品、トイレなどの衛生設備機器、燃焼機器、住宅設備機器、情報通信機器、事務機器、玩具など、としている。

この規格の基になったのは、アクセシブルデザイン推進協議会（ADC）の幹事団体でもある財団法人家電製品協会が作成した基準である。同協会は、2006年3月に洗濯機や炊飯器などの家電製品への点字表示のルール「家電製品における操作性向上のための点字表示に関するガイドライン」を発行している。家電製品とその他の製品の操作部とは共通する部分が多いため、このガイドラインの内容を調査で検証し、消費生活製品全般に共通のルールとなるよう規格作成を行った。

審議の過程で最も時間を費やしたのが、点字の「略語表記」である。限られた面積の操作部で、各操作ボタンのすぐそばに点字表示をすると、語句自体を短縮して表示しなければならない。そこで、なるべく点字使用者にとって分かりやすく、誤解を生じない

ような略語のルールを明記することにした。ここでは、JISで示したルールのうち「推奨するもの」、「禁止するもの」として、表1、表2の2つの例を挙げている。（下記参照）

また、「入/切」、「強/弱」など、市場に流通している製品においては一般的になっている言葉もある。それらの略語もまだ統一されていなかったため、47個の略語について「点字表記推奨一覧」を作成し、解説に掲載した。

これまで、28件の障害者・高齢者配慮の規格（AD規格）が作成されているが、高齢者・障害者の潜在的なニーズは表に出ていないものも多く、まだまだ規定すべきことは多く残されている。このため、現在、内閣府や共用品推進機構が行った不便さ調査から、ニーズ収集を行っている。収集したニーズを分析し、障害のある方や高齢者には使いやすく、企業や工業デザイナーの方たちにもアクセシブルデザインの設計がしやすくなるような規格を増やしていきたいと考えている。

表1-単語の一部を用いる場合の略語表記の例

墨字	かな表記	選択した文字	点字読み	点字表記
揚げ物	あげもの	あげ	アゲ	⠠ ⠠ ⠠ ⠠
緊急	きんきゅう	きゅう	キュー	⠠ ⠠ ⠠ ⠠

表2 - してはならない略語表記の例

墨字	かな表記	略語	点字読み	点字表記
上げる	あげる	あ	ア	⠠
沸かす	わかす	わ	ワ	⠠

包装におけるADの国際標準化

石崎 奈保子 ISO/TC122/WG9 事務局 (社) 日本包装技術協会

いつも何気なく使っている日用品の中で、牛乳パックの切り欠き、シャンプーボトルのギザギザなどは、すっかりおなじみのアクセシブルデザイン(AD)事例となった。視覚だけに頼らず、触覚による識別方法も加わると、“使用上の安心感”が増すものだ。たまの海外出張先で、シャンプーのギザギザがないという事態に接したときなどは、あらためて我が国のAD包装の恩恵が身にしみる。

AD包装が普及したらよいのに、と思う一件があった。昨年アジアの某国に出張したとき、ホテルで出されたヨーグルトのパッケージ(プラスチックカップ、ヒートシール蓋)が開けられず、たいそう困惑した。4人の包装関係者の手にかけても、シール蓋はカップにぴったり貼りついていて、びくともしない。おまけに開封箇所や方法の表示もない。ついに降参し、ボーイさんに尋ねたところ、正しい開封法は、どこでもよいから縁の部分を力で折り曲げて(破壊して)めくる、ということだった。

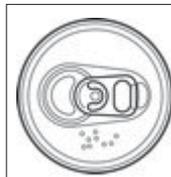
これについて、その国の包装関係者は「衛生上の理由から、内容物の保護に重点を置いている」と言っていた。“開けにくい=安全”という理由から、かえって“使用上の安心感”が得られるというのだ。国も違えば、価値観も違うものだ。

「ADを包装に応用しよう」と言って、反対する包装関係者はいない。しかし、そのことが年齢、知覚および認知能力、身体機能、言語、文化の差異に関わらず、だれもが安全

に、かつ満足して使うことができる包装設計を意味するとなると、あまりに検討すべき要素が多く、どこから手をつけてよいかわなくなってしまう。先のヨーグルト包装のように、習慣や感性が違えば“使用感”も変わる。開けにくいことが評価されるタンパーエビデント(いたずら防止)包装などは、開けやすさに対するニーズと、どうやって折り合いをつければよいというのか。

こうしたジレンマの解決に、また、高齢化や経済のグローバル化にともなうAD包装への需要に応えるため、日本は2007年2月、AD包装一般通則のISO化を中国・韓国と共同提案し、承認された。しかし欧州諸国が「一般通則化」に難色を示したため、2度欧州を訪ね、議論を重ねた末、ISO化への理解を得ることができた。

2008年1月、ISO/TC122/WG9が創設された。同年4月のドイツ会議から本格審議が始まり、その後2回の国際会議(東京、アメリカ)を経て、日本の規格案Packaging-Accessible Design-Generalは、順調に、かつ慎重に審議が進められている。2011年には国際規格として発行される予定だ。AD包装への関心が高まる中、TC122/WG9としては、ひき続きAD包装の個別規格を提案していきたい。



アルコール飲料缶蓋の点字。国際規格では、点字そのものを国際標準化することは不可能だが、「おさけ」であることを示す、各国特有の点字(または記号)をつけることはできる。



共用化配慮の進展と課題 共用品市場規模調査にみる

凌 竜也

株式会社 日本能率協会総合研究所 経営コンサルティング部

財団法人共用品推進機構では、共用品（アクセシブルデザイン製品）の国内市場規模に関する調査を実施している。この調査は、共用品の市場動向を把握するための国内唯一の定点調査として、1997年度より経済産業省（当時通商産業省）の委託事業として開始され、2008年度で12回目（調査データとしては13年度目）を迎えている。本調査は、開始時より変わらず、下記の3つの目的を念頭に実施されてきている。

- () 市場規模の把握を通じた、共用品の社会全体の趨勢や課題の把握
- () 産業界各分野に対して共用化配慮への関心を高め、特に共用品 / 共用サービスを開発しようとする各分野の事業者や自治体・行政に向けた基礎情報の提供
- () 共用品 / 共用サービスに関する、社会一般に対する普及啓発に役立つ基礎情報の提供

調査の実施概要

調査対象品目は、調査開始当初から若干の追加を経ながらここ数年来、図表1に示す品目を含めた28品目を対象に、その国内出荷額を明らかにしている。調査方法としては個別企業調査と業界団体調査の2種類のアンケート調査（合計配布数：223社、回収数：125社）を実施し、一部補足的にヒアリング調査と推計を行っている。対象品目の具体的な配慮点としては、大きく分けて下記の3種類に分けられる。

- (1) 製品本体の一部に共用化配慮がなされているもの（例：「ステップが低く乗降しやすい低床バス」「スイッチに凸点表示がある、報知音が光で確認できる等、品目別に設定された配慮点を満たす家電機器」等）
- (2) 製品本体ではなく包装・容器に共用化配慮がされているもの（例：「リンスと区別できるようギザギザの入ったのシャンプー容器」「上部の点字表示で非アルコール飲料と区別ができる缶ビール」等）
- (3) 製品自体が共用品に位置づけられるもの（例：温水洗浄便座、ホーム用自動ドア等）

最新の調査の結果と傾向

共用品の市場規模は調査開始以来順調に伸び続け、2008年度調査で明らかにした2007年度の共用品市場規模は3兆2,439億円と推計され、前年比約8.0%（2,399億円）の増加となった。品目別の出荷額の状況を見ると、「映像機器（10,598億円）」「家庭電化機器（7,025億円）」「ビール・酒（4,904億円）」の上位3品目で全体の7割弱を占める構成となっている。特に「映像機器」の2007年度の出荷額は、（前年比29.8%、2,435億円増）と1兆円を突破し、この品目だけで全体金額の約3分の1を占めている。このほか、「ガス器具（2,286億円）」「住宅設備

(2,142 億円)」「温水洗浄便座(1,434 億円)」「エレベータ(1,156 億円)」等が続いている。(図表1参照)

共用品の普及度

製品本体の一部に共用化配慮がなされたいくつかの品目について、製品全体の出荷額と共用品の出荷額を比較することで、金額ベースで「共用品の普及度」を試算してみたものが図表2である。これによると、出荷額で見た場合の普及度において、品目による大きなバラツキが存在していることが伺える。もちろん、個別の品目の性質や調査対象とした配慮内容のレベル等の差異もあるので、一概に出荷額の割合だけで、共用化配慮の進展状況が測れるともいえないが、少なくとも普及度が低いとされた品目については、その理由や背景、また普及に向けた課題は何か、といった視点で振り返ることが必要と考えられる。

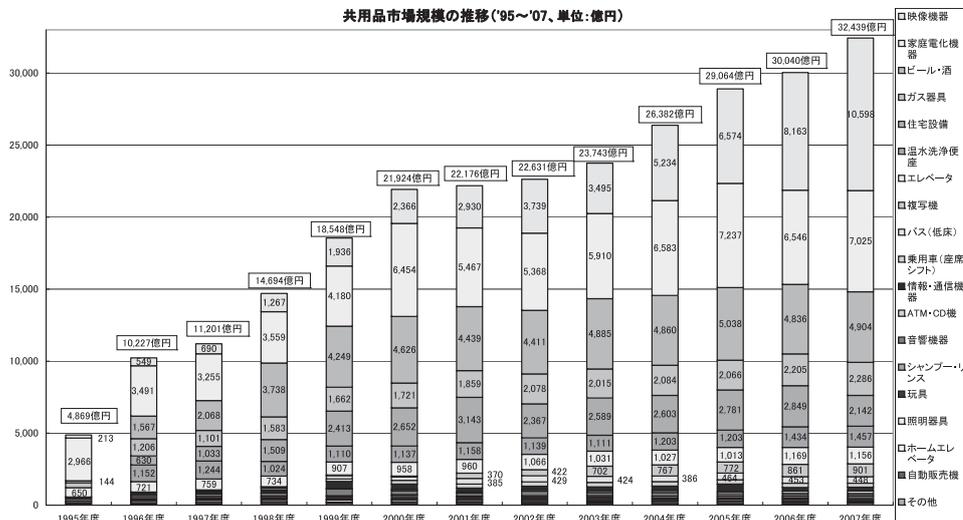
このほか、包装・容器への配慮がなされているタイプの調査対象品目には「ビール・酒」「シャンプー・リンス」「家庭用ラップ」「医薬品」の4品目があるが、このうち「医薬品」を除く3品目については、いずれも大手はじめ、ほとんどのメーカーが配慮を取り入れていることが確認されており、すでに国内市場でほぼ100%近

い普及率となっていることが確認されている。さらなる共用品の普及に向けて～文化として定着するために

共用品(アクセシブルデザイン製品)は、市場規模調査を通じた出荷額の推移からみてもここ10年余りで急速に普及・進展してきた。この背景には、一部法制度の整備が追い風となったケースもあるが、基本的には多くの立場の利用者に使ってもらいたいという個別企業の信念と対応力、またそれを製品として具現化する技術力に支えられている。さらにこうした個別企業の思いを、単独の試みに終わらせず、業界全体の思いとして受け止め、標準化・ルール化の支援をしてきた業界団体や行政の果たした役割も大きい。本調査においても、いくつかの品目で業界内での配慮点基準が、そのまま想定される共用化配慮点として活用されている。

こうした「配慮製品を生み出し具現化する各社の知恵」と「配慮製品の普及を目指す団体や行政の行動力・調整力」の双方が、今後の共用品のさらなる普及にとって不可欠であり、その積み重ねの結果、各者が無意識に行動し文化として定着できた時、国際舞台での日本からの発信力は、より説得力のあるものとなるはずである。

共用品市場規模の推移('95~'07、単位:億円)



	共用品出荷額 <07年度> (単位:億円)	全体金額率 <07年度> (単位:億円)	共用品 普及度 (%)
ガス器具	2,286	3,224	70.9%
エレベータ	1,156	2,462	47.0%
映像機器	10,598	23,046	46.0%
ATM・CD機	7,025	17,972	39.1%
家庭用電化機器	282	786	34.2%
情報通信機器	901	3,036	29.7%
複写機	448	1,562	28.7%
バス	111	1,515	7.3%
玩具	83	1,770	4.7%
自動販売機	100	4,705	2.1%
照明器具	161	7,990	2.0%
机	9	1,587	0.6%
エレベータ	1	355	0.3%
時計(ほか)	5	2,928	0.2%
乗用車	276	146,551	0.2%

※工業統計調査(07年度)より

図表2: 出荷額に見る共用品の普及度



広がるアクセシブルデザインの輪！
 アクセシブルデザイン推進協議会 幹事団体紹介

日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)

1. 設立の目的と経緯

JASPA は、福祉用具の製造・流通等の事業者で構成する業界唯一の横断的組織で、1996年に設立された2団体を合併して2003年4月に設立された。その目的は、利用者にとって真に役に立つ福祉用具・生活支援用具を供給するため、安全性等のハード面の向上と選定や適合性・使い方・利用環境整備等のソフト面の向上を同時に図ることである。

2. 事業内容

JASPA では、おもに次に掲げる業界

共通基盤の整備や普及、情報発信等の活動を行っている。

- (1) 福祉用具に関する JIS・ISO の審議団体として福祉用具の標準化や安全性等の策定
- (2) 福祉用具の利用効果の体系化や福祉用具の事故情報の収集・事故対応
- (3) 福祉用具の海外事情調査や元気高齢者市場のニーズ・シーズ調査
- (4) 福祉用具の開発や流通に関するアトバイス事業、福祉用具流通の推進
- (5) 介護保険制度・自立支援法等の福祉用具に関する法制度への提言

日本規格協会 情報技術標準化研究センター(INSTAC)

1. INSTAC の情報アクセシビリティ標準化調査研究事業

INSTAC(Information Technology Research and Standardization Center) は、日本規格協会の内部組織として、情報技術分野における標準化事業を実施しています。国連の障害者権利条約、米国のリハビリテーション法 508 条、EU の e-Inclusion 政策などにより、高齢者・障害者への配慮が国際的な合意を得ているという背景から、2000 年より、情報アクセシビリティ標準化の調査研究事業に取り組んでいます。社団法人電

子情報技術産業協会(JEITA)、情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)、社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会(JBMIA)との協調をはかりながら、JIS X 8341 高齢者・障害者等配慮設計指針シリーズの制定及び国際標準化を進めています。

2. JIS X 8341 シリーズの体系

JIS X 8341 シリーズは、情報通信技術の利用に関する機会及び活用能力の格差を是正し、高齢者、障害者及び一時的な障害のある人が、情報通信における機

3. 今後の取り組み

今後、特に福祉用具の安全性の向上を図っていく必要があり、そのために介護保険対象種目、特に重大事故の多い品目を優先的に JIS 規格を策定し、JIS マーク認証の拡大に向けた活動を行う。また、その基本となる安全・安心な製品作りのための製造プロセスガイドラインや取扱い説明書・注意喚起文書のモデルを作成し普及していく。さらに、国内市場だけでなく海外市場への展開を図るため、国際規格との整合性を図る等の活動を行う。

	SG	JIS	ISO
策定済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手動車いす ・ 歩行補助車(リハビリ) ・ 歩行車 (ロー) ・ 棒状つえ ・ 電動介護ベッド ・ 簡易座便器 ・ ホータブルトイレ ・ シャワーチェア ・ 電動立ち上がり補助いす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義肢装具の用語 ・ リハビリ機器の用語 ・ 義肢、義足強度試験 ・ 手動車いす ・ 電動車いす ・ 木製杖つえ ・ 病院用ベッド ・ 電動車いす EMC ・ 車いす用可搬スロープ ・ 義手足の部品 ・ 収尿器 ・ ストマ ・ 誘導用ブロックの形状 ・ 家庭用段差解消機 ・ 紫外線硬化インキ点字 ・ 視覚障害者誘導システム ・ 在宅用電動介護用ベッド ・ 電動立ち上がり補助いす ・ 移動・移乗用リフト—種類及び一般要求事項 ・ 移動式リフト ・ 設置式リフト ・ レール走行式リフト ・ リフト用スリング ・ 在宅用床ずれ防止用具—種類 ・ 静止形交換マットレス ・ 圧切形マットレス ・ 4脚つえ TR ・ 誘導用ブロックの評価指標 TR ・ インキ点字加工技術 TR ・ 段差解消機—作業 TR ・ 静止型体圧分散マット—作業 TR 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行用具 ・ エルボクラッチ ・ ツチ ・ 歩行車 ・ 歩行器 ・ 多脚つえ ・ 歩行テーブル ・ 車いすの試験法 ・ 車いす拘束システム ・ 分類と用語 ・ 排泄関連機器 ・ ストマ・失禁用具 ・ リフト ・ 段差解消機 ・ 階段昇降機 ・ 義肢装具 ・ 環境制御システム ・ 音響信号機
策定・改定中		<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンドル形電動車いす ・ ホータブルトイレ ・ 入浴いす ・ 浴槽内いす ・ 和洋交換便座 ・ 入浴台 ・ 浴室内すのこ ・ 浴槽内すのこ ・ 体位変換器 ・ いす式階段昇降機 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす試験法 ・ 車いすシーティング ・ 病院用ベッド ・ 点字ブロック
業界検討中		<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行車 ・ 歩行器 ・ エルボクラッチ ・ 多脚つえ ・ ベッド用テーブル ・ 腰掛便座 	

福祉用具の標準化

※ 2009年6月現在

器・ソフトウェア・サービスを利用する際のアクセシビリティ向上を目的としています。JISZ8071(ISO/IEC ガイド 71)を親規格とし、共通指針(パート1)及び個別指針(パート2以降)から構成されています。個別指針は現在パート5まで作成されています。

3. 今後の取り組み

JIS X 8341 シリーズの国際規格化を進めるとともに、国際的な合意の動向に関心を払い、国際規格と整合した情報アクセシビリティ規格の整備を進めてゆきます。



図：JISX8341シリーズの構成
 各パートで括弧内は原案作成団体を示す

配慮あるモノサービス



コミュニケーション支援ボードの新バージョンを作成

竹島 恵子 交通エコロジー・モビリティ財団

本誌2号でご紹介いただきましたコミュニケーション支援ボード（以下、ボード）について昨年モニター調査を行いました。当事者の方や事業者の方にご協力いただき、たくさんのご意見を頂戴しました。その中でも特に多かったご意見が、「携帯できる大きさがいい」、多言語化への対応をしてほしい」「自分でカスタマイズできるとよい」といったものでした。これらのご意見を踏まえ、ボード全体を見直し新バージョンのボードを作成しました。

今回作成しましたボードは、冊子型になっています。カウンター等有人の窓口においていただくB5版タイプと持ち運びができる携帯版の2種類です。両タイプとも7ページ構成で、表紙からはじまり、1「どうしました?」、2「時間/お金」、3「乗り物/駅」、4「場所」、5「もの」、6「ひと」が1ページずつ使えるようになっています。さらに、B5版タイプには7ページ目「連絡先」として地域の福祉施設や学校などの連絡先を書き

込めるようになっており、携帯版の7ページ目「連絡先」には当事者の方がお持ちになることを考え、ご自分の住所や電話番号等を書き込めるようになっています。

前回のボードは鉄道版・バス版とそれぞれ異なるタイプのボードとしましたが、今回は鉄道やバスだけでなく、空港や旅客船等施設でも共通にお使い頂けるよう見直しいたしました。使用している絵記号は、「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T0103）」と、「案内用図記号（JISZ8210）」を使用しており、その他今回独自に作成した絵記号デザインも含まれています。

ボードと共に「公共交通機関におけるコミュニケーション支援ボードの使い方」というマニュアルも作成しました。これは、交通事業者の職員の方等がボードの使い方や使用上のポイントをご理解いただくためにまとめたものです。使用上のポイントとしては、次の3点です。

1. 利用者のペースに合わせて、事業者が会話をリードしながら状況を探る
2. ボード以外に筆記用具なども準備しておく
3. コミュニケーションの基本姿勢は「ゆっくり」「ていねい」「くり返し」

今回作成したボードは、当財団のホームページからも PDF 版をダウンロードできます。また、お使いになる方がカスタマイズできるように追加できる絵記号もダウンロードが可能です。下記 URL をご覧ください。

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/comboard/comboard_top.html

図 1: 左から、B5 版タイプのボード、マニュアル、携帯版のボード



今後は、たくさんの方にお使いいただき、お使いいただく方々にとって使いやすいボードになっていけばと考えております。

お問い合わせ

交通エコロジー・モビリティ財団 バリアフリー推進部 岩佐、竹島

〒102-0076

東京都千代田区五番町 10 番地五番町 KU ビル 3 階
TEL: 03-3221-6673 FAX: 03-3221-6674

E-mail: k-honda@ecomoto.or.jp(竹島)



図 2: ボードは、当財団のホームページからダウンロード可能(PDF 版)



配慮あるモノサービス

薄まな板 黒



薄い樹脂製の黒色まな板です。最近、スーパーやデパートの日用雑貨売り場でも見かける商品です。実は、これは日本点字図書館が企画し全国販売になった商品なのです。

視覚に障害をお持ちの方でも様々な見え方があります。特に高齢の方に多い、白内障や角膜混濁の方は、白黒反転（背景が黒、文字が白）が見やすいと言われております。調理器具の場合もそれに置き換えてみました。市販の薄まな板を生産している京セラ株式会社に相談したところ、「まな板は清潔感のある白が定番。一般販売ではなく“日点限定で”」という事で作っていただきました。それが、一般の新聞やTVで放映されたのがきっかけで、健常者の方々から一般販売への要望がメーカーに多数寄せられ、ついに全国販売することを英断。この種の商品には異例の販売数であったと聞いています。

食材には白いものが多く、食材を切る場面では、黒のまな板とのコントラストがはっきりして、見やすく安全に楽しく調理ができるのが利点です。まな板の厚みが2mmなので本体を曲げて、細かく切った材料をこぼすことなく鍋などに入れられます。

日本点字図書館用具事業課は、上記のような視覚障害の方がより便利により楽しく生活していただくために点字器や白杖、録音図書再生機から台所用具・おもちゃまで、開発・販売しております。参考価格1,050円(税込)

お問い合わせ

社会福祉法人日本点字図書館 事業部用具事業課

〒169-8586 東京都新宿区高田馬場1-23-4
TEL : 03-3209-0751 FAX : 03-3200-4133
<http://www.nittento.or.jp/YOUGU>

ACCESSIBLE
DESIGN
MAGAZINE

アクセシブルデザインマガジン

第4号 2009(平成21)年8月発行

©Accessible Design
Council, 2009

発行: アクセシブルデザイン推進協議会(ADC)

編集: アクセシブルデザインマガジン編集委員会
(財団法人 共用品推進機構内)

事務局: 〒101-0064 東京都千代田区猿楽町2-5-4 OGAビル2F
電話 03-5280-0020 FAX: 03-5280-2373

デザイン・印刷: 株式会社ブライト

本紙の全部または一部を視覚障害者やこのままの形では利用できない方々のために、非営利の目的で点訳・音訳・拡大複写をすることを承認いたします。また、視覚に障害のある方など、墨字版がご利用できない方にはPDFファイルのCD-Rを提供しています。

その場合はアクセシブルデザイン推進協議会事務局までご連絡ください。

上記以外での目的で、無断で複写複製することは著作権者の権利侵害になります。